

自由民主党会派視察報告書

1 期 日 平成 31 年 1 月 23 日 (水) ~
平成 31 年 1 月 24 日 (木)

2 参加議員 海老原功一
中川 弘
中村彰男
加藤啓子

3 視察項目

(1) 福島県相馬市
流山市議会災害対応マニュアルに対する意見交換について

4 視察研修内容

(1) 福島県相馬市
流山市議会災害対応マニュアルに対する意見交換について
【面談】相馬市議会
米山 光喜議長
立谷 耕一議会運営委員会委員長
只野 敬三議会運営委員会副委員長

【視察目的】

流山市議会において先程制定した「流山市議会災害対応マニュアル」についてはその検討段階において議会運営委員会で相馬市を視察、相馬市議運メンバーの方々と意見交換を行った経緯がある。その制定を受け災害対応マニュアルの内容や今後の運用について相馬市議会正副議長・議運の正副委員長と意見交換を行う。

【視察報告】

先ず、議会運営委員会委員長でもある中川より昨年 12 月に制定した「流山市議会災害対応マニュアル」について説明を行い、そ

の後意見交換を行った。

【主な意見について】

1. 災害対応マニュアルを定めることについて

大規模災害時において議員が取るべき行動規範としてはごく常識的な内容になっており、本来であればマニュアルが無くても適切に行動できるべきであるが、近年議員自身、取り巻く環境も変わってきている事から文書化については意味はあると考える。

実際の災害においては何が起きるかわからないのが現実でありこの程度の記述内容で丁度良いのではないか。

→当方の説明にこたえる形で。

2. 議会基本条例との関係について

相馬市においては、議会基本条例の制定が3.11東日本大震災以降であったために議会基本条例に災害対策の項目を盛り込んでいる。流山市においては、条例化の動きは無いのか。

→今のところ、条例化（議会基本条例の改正）までは踏み込んでいない旨、回答。

3. 記載内容について

① 安否確認の事務局への連絡について

発災後直ちに連絡ではなく、24時間以内とした理由は何か？

→議員の被災の有無を判断するために、一定の時間を切ることとした。また、市職員の1/3が流山市市外の在住であり連絡を受ける事務局サイドも体制が取れない。

（当時消防団長で有った立谷委員長も発災直後は津波避難誘導・津波到達後の救助作業により議会に連絡できたのは発災3日後であったとの事、その為一時は行方不明者リストに記載されていた）。

② 家族の安否確認について

家族まで敢えて安否確認情報に加えた理由は何か。議員である以上、家族の安否より市民の安全確保に動くべきではないか。

→議員の状況を把握する目的であり、市民より家族の安否を優先することを想定したものではない。

4. 自由な意見交換

①発災後3日間は、電話は携帯を含め殆ど使用不能の状態であり、辛うじてメールが時々届く程度の状態であった。相馬市においては、地震の揺れによる被害は殆ど無かった。津波被害を受けなかった国道6号線西側の地域においても通信事情は同様であった。

②流山市においては津波の被害の可能性は少ないと思うが、江戸川などの河川氾濫の可能性についてはどうか。特に近年は想定外の災害が多発しているのでそれに対する備えは？

→江戸川の氾濫の想定をして毎年水防訓練を松戸市と開催するなどしているが、本当に氾濫に備えた対策に予算を割り当てるところまでは行っていない。

③避難の呼びかけについて

津波被災者の多くは、津波警報が発令され消防団が避難誘導に当たる中、これまでにも津波は来なかつた大丈夫と避難をしなかつた事によるものであった。

④津波被災者の死因

死因の多くは圧死（津波で流された家屋・家具・車などにより挟まれて圧迫されたことによる）が溺死の数を大きく上回る。

⑤津波からの生存者

津波にのまれた方で助かった方はごく僅かで、奇跡的という形容が当てはまる。また、今なお不明者がおり、津波によって沖に流されたものと思われる（陸上は徹底的に調査した事から）。第一波の津波で家ごと沖に流され、第二波で押し戻されたところを救助されたりしている。現在、生き残った方は「震災の語り部」として活動をされている。

その他、実際に大災害を経験しからこそ話せることであり、実

際に流山において大震災が発生した際に果たして我々が何処まで動けるのか改めて考えさせられることもあった。姉妹都市であるがゆえに、本音からの有意義な意見交換ができた。



ご対応いただいた米山議長、立谷議運委員長、只野議運副委員長と共に。